



4月1日に新たな元号「令和」が発表されました。新しい元号は、4月30日の天皇陛下が退位されるに伴い、新天皇が即位する5月1日午前0時に施行されます。平成は、4月30日で終わり5月1日から令和になります。会計年度途中での和暦変更ですので、会計年度の表記をどうするか悩むところです。今後の変更の可能性を考慮し、これを機に西暦表示に変更する会社も多いのではないのでしょうか。いずれにせよ分かりやすい表記が望まれます。

I. 最新情報（2019年3月1日～2019年3月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 3月20日	意見	企業会計基準公開 草案第63号「時 価の算定に関する 会計基準（案）」等 に対する意見の提 出について	2019年1月18日に企業会計基準委員会から「企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」等」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この意見募集に対する意見を取りまとめ、2019年3月19日付けで企業会計基準委員会に提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年3 月26日	研 究 資 料	非営利法人委員会 研 究 資 料 第 7 号 「医療法人会計基 準に関する実務上 の Q&A」の公表 について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2019年3月19日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究資料第7号「医療法人会計基準に関する実務上のQ&A」を公表しましたので、お知らせいたします。 本研究資料は、「医療法人会計基準」(平成28年4月20日 厚生労働省令第95号)が厚生労働省より公表されたことを受け、本会計基準の適用に当たり新たに導入された会計手法等についての実務上の留意事項についてQ&Aとしてまとめたものです。	—
2019年3 月26日	実 務 指 針	「独立行政法人 会計基準」及び「独 立行政法人会計基 準注解」に関する Q&Aの一部改訂 及び「公開草案 に対するコメント の概要及び対応」 の公表について	独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会及び財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会（以下「会計基準等部会等」という。）から「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針（平成29年9月1日）」が公表されたことを踏まえ、2018年（平成30年）9月3日付けで、会計基準等部会等から「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」の設定及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（以下「独立行政法人会計基準」という。）の改訂が公表されました。 これを受けて、総務省行政管理局、財務省主計局及び日本公認会計士協会の三者で検討を行い、独立行政法人会計基準の実務上の留意点を定める「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&Aを改訂いたしましたので、お知らせいたします。 今般の本Q&Aの改訂は、独立行政法人会計基準において、行政コスト計算書及び純資産変動計算書の創設、行政サービス実施コスト計算書の廃止、特定の承継資産に係る費用相当額の会計処理の新設、運営費交付金等による財源措置が明らかにされている賞与又は退職一時金等に係る引当金及び引当金見返の計上などの改訂がなされたことに伴い、実務上の取扱いなどについて所要の見直しを行ったものです。 改訂後のQ&Aは、平成31事業年度から適用されます。 本Q&Aの改訂に当たっては、2019年1月25日から2月26日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表	平成31事業年 度から適用

			<p>いたします。</p> <p>最後に、今後も独立行政法人の会計の理論及び実務の進展とともに、Q&Aを充実・改善していく予定 でありますことを申し添えます。</p>	
2019年3月27日	研究資料	「非営利法人委員会研究資料第5号「社会福祉法人会計基準に関する実務上のQ&A」の改正について」の公表について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2018年12月11日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会研究資料第5号「社会福祉法人会計基準に関する実務上のQ&A」の改正について」を公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>本研究資料は、平成23年7月27日に「社会福祉法人会計基準」（「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が厚生労働省より公表されたことを受け、本会計基準を適用する場合の実務上の留意事項についてQ&Aとして公表しましたが、その後、一定規模の社会福祉法人に対して公認会計士又は監査法人による会計監査が義務付けられるなどの法改正を受けて、社会福祉法人が準拠すべき会計基準等も改正されたことから、改正後の社会福祉法人会計基準にも対応しつつ、引き続き会員各位の業務の参考とするため、再度検討を行い、新たなQ&Aを追加する等所要の見直しを行っています。</p>	—
2019年3月28日	研究資料	非営利法人委員会研究資料第1号「農協の決算開示書類実態分析Q&A」及び同第2号「農業協同組合の会計に関するQ&A」の廃止について	<p>第189回国会における「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」の成立により推進されている農協改革に伴い、関係法令の改廃が活発に行われています。</p> <p>そのため、次の研究資料については役割が終了したと判断されることから、2019年3月19日付けで廃止しましたので、お知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非営利法人委員会研究資料第1号「農協の決算開示書類実態分析Q&A」（2003年1月16日付け公表） ・非営利法人委員会研究資料第2号「農業協同組合の会計に関するQ&A」（2007年2月28日付け公表） 	2019年3月19日付けで廃止
2019年3月28日	実務指針	非営利法人委員会実務指針第38号「公益法人会計基準に関する実務指針」の改正について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2019年3月19日に開催された常務理事会の承認を受けて、「公益法人会計基準に関する実務指針」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>本改正は、『「税効果会計に係る会計基準」』の一部改正（企業会</p>	2018年4月1日以後開始する事業年度

		て	計基準第 28 号)」において、繰延税金資産の取扱いが改正されたこと及び内閣府公益認定等委員会「29 年度報告」により、外貨建有価証券の会計処理に係る実務上の指針の明確化が必要となったことを受け、非営利法人委員会における検討を重ねてまいりました。 本改正は、2018 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査から適用されます。 また、本実務指針の見直し及び検討に当たっては、2019 年 1 月 18 日から 2 月 18 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。	
2019 年 3 月 28 日	研究報告	非営利法人委員会研究報告第 40 号「農業協同組合等の会計に関する研究報告」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2019 年 3 月 19 日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第 40 号「農業協同組合等の会計に関する研究報告」を公表いたしましたので、お知らせします。 本研究報告は、第 189 回国会における「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」の成立により、農業協同組合等が作成する計算書類及びその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について、全国農業協同組合中央会による監査から、会計監査人による監査へ移行することとなったことを受け、組合の会計と企業会計等との異同・特徴を中心に円滑な移行に向けた検討を行い、会員が組合に対する適切な監査業務を実施できるよう、会計に関する論点をより明確に周知することを目的として、Q&A 方式で整理したものです。	—

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. 監査（監査基準委員会等）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019 年 3 月 18 日	意見	国際監査・保証基準 審 議 会（IAASB）公開草案「国際関連サービス基準（ISRS）4400（改訂）」合	2018 年 11 月 15 日付けで国際監査・保証基準審議会（IAASB）から公開草案「国際関連サービス基準（ISRS）4400（改訂）」「合意された手続業務」（Proposed International Standard on Related Services 4400 (Revised), Agreed-Upon Procedures Engagements）が公表されました。 日本公認会計士協会では、この公開草案に対するコメントを取	—

		意された手続業務」に対するコメント	りまとめ、2019年2月21日 日常務理事会の承認を経て、IAASBに提出いたしましたのでお知らせします。	
--	--	-------------------	---	--

7. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年 3月6日	一	改正「中小企業の会計に関する指針」の公表について	<p>日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の関係4団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」（以下「委員会」という。）は、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）の見直しを行い、2月27日の委員会においてその公表が承認されましたので、本日、改正「中小企業の会計に関する指針」を公表いたします。</p> <p>関係4団体においては、我が国の経済の好循環を実現していくためには中小企業の果たす役割が重要であると認識しております。この点を踏まえ、中小会計指針を取引実態に合わせたより利用しやすいものとするために、継続的に見直しを行っており、今回の見直しもその一環です。これにより、中小企業における会計の質の向上、ひいては持続的な経済社会の成長と経済基盤の整備に貢献してまいりたいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。</p> <p><今回の改正における改正点></p> <p>今回の改正では、「税効果会計」について、平成30年2月16日に企業会計基準委員会から企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」及び企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」が公表されたことに伴い、繰延税金資産と繰延税金負債の貸借対照表上の表示について見直しを行いました。また、その他、軽微な修正を行っております。</p> <p>各項目の改正の趣旨につきましては、プレスリリースをご参照ください。</p>	一
2019年 3月28日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第30号」自己資本比率の算定に関する合意され	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2016年4月に専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」（以下「専門実4400」という。）が公表されたことを受け、専門実4400に対応するための業種別委員会実務指針第30号「自己資	公表日以降に発行する自己資本比率の算定に対する合意された

		た手続による調査業務を実施する場合の取扱い」の改正について	<p>本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」の見直しを行ってまいりました。このたび、2019年3月19日に開催された常務理事会の承認を受けて、実務指針を3月28日付けで改正いたしましたのでお知らせします。</p> <p>実務指針の見直し及び検討に当たっては、2019年1月30日から3月1日までの間、草案を公開し、広く意見を求めましたが、ご意見は寄せられませんでした。</p> <p>なお、改正後の本実務指針は、公表日以降に発行する自己資本比率の算定に対する合意された手続実施結果報告書から適用されます。</p>	手続実施結果報告書から適用
--	--	-------------------------------	---	---------------

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

金融庁による有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意事項が明らかになりましたので、ご報告致します。

1. 2018年度の審査結果

(1) 法令改正関係審査

審査内容：「経営者による財務状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(MD&A)における、経営方針・指標等に照らした経営成績の分析の記載や、資本の財源及び資金の流動性に係る情報の記載等について審査。

<主な審査結果と留意事項>

- ① 経営上の目標の達成状況を判断するための指標等があるにもかかわらず、その内容が記載されていない。
→当該指標等がある場合には、その内容を記載する必要があります。
- ② 経営方針・指標等があるにもかかわらず、当該経営方針・指標等に照らして経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているか（経営成績等の達成度合いや必要な対応等）を全く記載していない、あるいは一部の指標のみ記載している。
→当該経営方針・指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載する必要があります。
- ③ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報について、キャッシュ・フロー計算書の要約しか記載していない。
→単にキャッシュ・フロー計算書の要約だけでは不十分であり、例えば、重要な資本的支出の予定及びその資金の調達源は何であるかなどについて記載する必要があります。

(2) 重点テーマ審査

審査内容：引当金・偶発債務等の会計上の見積り項目、繰延税金資産の回収可能性について審査（繰延税金資産については、昨年度の有価証券報告書レビューで識別された、見積りに用いた業績予測において大幅な損益改善を見込んでいた事例をフォローアップ）。

<主な審査結果と留意事項>

- ① 係争事件に係る賠償義務等で、将来において事業の負担となる可能性のあるものが存在するが、その内容及び金額が注記されていない。
- ② 資産除去債務の注記において、支出発生までの見込期間や適用した割引率が記載されていない。
→①及び②について注記する必要があります。
- ③ 減損損失の認識の判定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、資産又は資産グループの現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連する将来キャッシュ・フローが考慮されていない。
→現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連する将来キャッシュ・フローを考慮する必要があります。
- ④ 使用価値を算定する際の割引率について、税引後の数値を用いている。
→使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローが税引前の数値であることに対応し、割引率も税引前数値を用いる必要があります。
- ⑤ 会計上の見積りや繰延税金資産の回収可能性の基礎となる事業計画において、大幅な増収を見込んでおり、その達成状況によっては、当該計画を適切に修正する必要がある。
→事業計画については、合理的な仮定に基づく必要があります。

2. 2019年度レビューの審査内容

(1) 法令改正関係審査

<審査内容>

- ① 2019年1月に公布・施行された企業内容等の開示に関する内閣府令の改正のうち、2019年3月期から適用となる下記の記載（有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」に記載）。
 - ・役員報酬
 - ・政策保有株式
- ② 「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正」等の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正（2018年3月公布・施行）による、税効果会計に係る注記の記載。

(2) 重点テーマ審査

- ① 関連当事者に関する開示
- ② スtock・オプション等に関する会計処理及び開示
- ③ 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理及び開示

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703